T2R2 東京科学大学 リサーチリポジトリ
Science Tokyo Research Repository

論文 / 著書情報
Article / Book Information

論題	市民のための法学について－理工系学生の憲法科目を例に
著者	金子宏直
出典	法と教育学会第16回学術大会,
発行日	2025, 9

Powered by T2R2 (Science Tokyo Research Repository)

市民のための法学について

―― 理工系学生の憲法科目を例に

金子　宏直（東京科学大学）

法学科目の履修が必須ではない大学では、選択科目の法学科目は、学生が一生に一度だけ法学を体系的（法学的な思考・価値判断）に学習する機会といえる。法学を一度も学習しないまま卒業する学生も少なくない。本務校は理系大学としては科目数では法学科目を多く設けているもの の[1]、近年では法学科目履修者数は減少している。①法学科目の履修者の数を増やすこと、②法学科目の履修により得られるものを高めることが必要になる。

法学科目の履修が必須の法学部や教職課程と必須ではない大学の教養科目としての法学科目の目的や内容は異なる点もある。上の①のために、法学の基礎・入門的内容をより分かりやすくする方向性、体系的な学習ではなく注目されるトピックを取り上げて興味関心を高める方向性が考えられる。いずれの方向性も、新たな社会問題への応用力につなげるには不十分になる。

しかし、教員が学生の「学ぶべき」ことを法学部の法学科目を出発点で考えるのは問題もある。法学科目を履修選択する大学生は、どのような「人」なのか、どのような興味を「法学」にもったのか、学生を出発点に法学科目の内容を考える必要がある。また、大学では日本人学生と留学生も履修することも配慮する必要がある。

憲法では、私たちは「国民」である。一方で、学生が自分をどのように呼んでもらいたいかを尋ねると、「国民」には違和感をもつようである。学生自身に立ち位置を確認してもらうのが科目履修につながる。上の②のために、法学未修の学生に、共有できる問題の解決に法学の考え方が手助けになることを感じてもらうことが役立つ。

本務校では、３年生向け憲法科目の科目名を「市民法学憲法」と変更して一般社会人が学ぶ法学教養科目として開講し、弁護士の先生方に実務にもとづいた学生に身近な視点から講義をしてもらっている(※)。

発表者は履修の入り口になる科目ガイダンス担当として、理工系大学の高学年生向け科目を例に、ガイダンスの大切さと、市民意識を出発点に学生の興味関心がどのようなものかについて紹介し、一般社会人が学ぶ法学教養科目について考察する。

※具体的な取り組みについては黒川健先生の報告(第一分科会発表④)を参照ください。

---

[1] 理系国立大学の法学科目に関して、金子宏直「法学教養科目の国立大学における現状」法と教育 Vol.12 号 39-48 頁(2022)、図書館蔵書に関して、金子宏直「教養教育としての法学のリソースー理系および教育系国立大学の OPAC データ比較による考察－」法と経済学 17 号 107-123 頁(2024)。